令和３年７月２９日

令和３年度第４回定例松本市教育委員会

会　　議　　議　　案

松本市教育委員会

令和３年度第４回定例松本市教育委員会付議案件

［議案］

第１号　　松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について

第２号　　松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

［報告］

第１号　　学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

第２号　　史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

第３号　　松本市立博物館分館の臨時開館について

第４号　　松本市博物館協議会の答申について

［周知］

１　　「2021 年 夏休み まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～」の放送について

［その他］

教育委員会資料
３．７．２９
学校教育課

議案第１号

松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱について

１　趣旨

松本市いじめ問題対策調査委員会条例に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員の委嘱を行うことについて協議するものです。

２　委嘱予定者

裏面のとおり

３　任期

松本市いじめ問題対策調査委員会条例第５条に基づき、委嘱の日から１年とします。

※令和３年８月３１日開催の松本市いじめ問題対策調査委員会にて委嘱予定

４　根拠法令等

⑴　いじめ防止対策推進法（抜粋）

第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

２　（略）

３　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

⑵　松本市いじめ問題対策調査委員会条例

別紙のとおり

担　当
学校教育課　　課　長　塚田　雅宏
学校支援ｾﾝﾀｰ　ｾﾝﾀｰ長　髙野　　毅
電　話　　３３－４３９７

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

「学都松本」

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように…

令和３年度　松本市いじめ問題対策調査委員会　委嘱予定者

№	団　体　名	役　　職	氏　　名
1	松本市校長会	会　長（旭町小学校長）	大久保　和彦
2	松本市校長会	副会長（山辺中学校長）	横田　則雄
3	松本警察署	生活安全第一課長	百瀬　幸雄
4	長野地方法務局 松本支局	総務課長	渡名喜　幹夫
5	松本児童相談所	相談判定課長	今井　敏弘
6	松本大学	総合経営学部准教授	矢﨑　　久
7	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林　優子
8	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川　和彦
9	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曽根　正勇
１０	松本市ＰＴＡ連合会	会長	山本　美帆
事務局	松本市教育委員会	教育長	伊佐治　裕子
	松本市教育委員会	教育部長	藤森　　誠
	松本市教育委員会	教育政策課長	赤羽　志穂
	松本市教育委員会	学校教育課長	塚田　雅宏
	松本市教育委員会	学校支援センター長	髙野　毅
	松本市教育委員会	学校教育課課長補佐	小笠原　晃子
	松本市教育委員会	学校支援センター主任指導主事	牧野　圭介
	松本市教育委員会	学校支援センター指導主事	中島　紀子
関係課	松本市こども部	こども部長	青木　直美
	松本市こども部	こども育成課長	西村　宏美

別紙

○松本市いじめ問題対策調査委員会条例

平成２８年３月３日
条例第６号

（趣旨）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１４条第３項の規定に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　いじめ　法第２条第１項に規定するいじめをいう。

⑵　学校　松本市立小学校、中学校条例（昭和３９年条例第３８号）に規定する小学校及び中学校をいう。

（所掌事項）

第３条　委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　いじめ防止等のための対策に関すること。

⑵　法第２８条第１項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

⑶　その他教育委員会が必要と認めること。

２　委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

（組織）

第４条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学校教育関係者

⑵　関係行政機関の職員

⑶　有識者

⑷　その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　第３条第１項第２号の調査において、委員のうちに重大事態に直接関係すると委員長が認める者があるときは、当該委員は会議に出席することができない。
５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者（前項の規定により委員として出席できないものを含む。）の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

（調査活動）

第８条　委員会は、第３条第１項第２号の調査に関する活動（以下「調査活動」という。）を行うに当たっては、学校のほか、保護者その他の関係者から事情を聴取することができる。
２　委員会は、調査活動に必要な資料、データ等について、学校に提出を求めることができる。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

教育委員会資料
３．７．２９
生涯学習課・中央公民館

議案第２号

松本市公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の委嘱について

１　趣旨

公民館運営審議会委員及び松本市Mウイング文化センター運営委員会委員の任期が令和３年７月３１日に満了となることから、松本市公民館条例第３条及び松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱第３条に基づき、新たに委員を委嘱することについて協議するものです。

２　選任について

⑴　委嘱委員数　１７人

⑵　任期　　令和３年８月１日から令和５年７月３１日まで

⑶　委嘱予定者　別紙　名簿案のとおり

３　根拠法令

⑴　社会教育法（抜粋）

第２９条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

第３０条　市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

⑵　松本市公民館条例（抜粋）

第３条　本市の公民館事業の企画実施につき調査審査するため、法第２９条の規定に基づき中央公民館に松本市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会委員の定数は、１５人以上３０人以内とする。

３　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学校教育関係者

⑵　社会教育関係者

⑶　家庭教育の向上に資する活動を行う者

⑷　有識者

⑸　公募による市民

⑹　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員の欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑶　松本市Mウイング文化センター運営委員会設置要綱（抜粋）

第３条　委員会は、委員３０人以内をもつて組織する。

2　委員は、次に掲げるもののうちから教育委員が委嘱する。

⑴　学校教育関係者

⑵　社会教育関係者

⑶　家庭教育の向上に資する活動を行う者

⑷　有識者

⑸　公募による市民

⑹　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

担当　生涯学習課・中央公民館
課長　高橋　伸光
電話　３２－１１３２

松本市公民館運営審議会委員･Mウイング文化センター運営委員名簿（案）

［令和3年8月1日～令和5年7月31日］

区分	氏　　名	性別	所　属　等	備考
学校教育	戸辺　修	男	松本市立島立小学校長	
	中川　由香里	女	松本市立開成中学校長	新規
社会教育	御子柴　宏	男	元　寿公民館長、寿地区学校応援団　顧問	
	立石　恵子	女	ＮＰＯ　フリマネット信州代表	
	高橋　昌子	女	更生保護女性会会長	
	降旗　都子	女	第三地区まちづくり協議会副会長	
	染井　伴子	女	松本市女性団体連絡協議会	
	中田　安子	女	前　第三地区公民館長	
	百瀬　壽	男	松本市町内公民館長会会長	新規
	中島　麻衣	女	松本ＢＢＳ会	新規
	山口　茂	男	公民館報全市版編集委員長	新規
家庭教育	熊谷　留美子	女	松本市ＰＴＡ連合会副会長	新規
	久保田　由美	女	松本みんなのにほんご教室	
有識者	向井　健	男	松本大学　総合経営学部　准教授	
	前田　豊	男	信州大学　人文学部　助教	新規
公募	北原　千佐子	女	公募	新規
	輿　熹	男	公募	新規

教育委員会資料
３．７．２９
中央図書館

報告第１号

学都松本子ども読書活動推進委員会委員の委嘱について

１　趣旨

学都松本子ども読書活動推進委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という）に基づき、委員を委嘱することについて報告するものです。

２　委嘱予定者の選任方法

⑴　学校教育関係者及び有識者（設置要綱第３条第２項第１号及び４号）
　　適任と認める者を選任

⑵　社会教育関係者、子ども読書活動を推進する者（設置要綱第3条第2項第2号及び3号）
　　関係課、関係団体に推薦を依頼

⑶　公募による市民（設置要綱第３条第２項第５号）

３　委員名簿

裏面名簿（案）のとおり

４　任期

設置要綱第４条により、委嘱の日から２年

委嘱は、令和３年度第１回学都松本子ども読書活動推進委員会（８月開催予定）にて行います。

５　設置要綱（抜粋）

（組織）

第３条　委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1)　学校教育関係者
(2)　社会教育関係者
(3)　子ども読書活動を推進する者
(4)　有識者
(5)　公募による市民
(6)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

担当　中央図書館
課長　小西　えみ
電話　32－0099

学都松本子ども読書活動推進委員名簿（案）

（任期　令和３年　月　日から令和５年　月　日まで）

番号	区分	氏　　名	役　　職　・　職　業　等	備考
1	学校教育関係	三ツ井（みついい）　千恵子（ちえこ）	元松本幼稚園長、元田川小学校長	再任
2		上條（かみじょう）　ひとみ	元鎌田小学校司書	再任
3	社会教育関係	奥原（おくはら）　忠孝（ただたか）	社会教育委員	新規
4		筒井（つついい）　文男（ふみお）	庄内地区公民館長	新規
5	子ども読書活動を推進する者	谷口（たにぐち）　和恵（かずえ）	松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会	新規
6		舟田（ふなだ）　恵理子（えりこ）	二子児童センター長	再任
7	有識者	豊嶋（とよしま）　さおり	松本短期大学幼児保育学科 非常勤講師 おはなしの会 すがのっくる代表 ＪＰＩＣ読書アドバイザー	再任
8	公募による市民	越高（こしたか）　令子（れいこ）		再任
9		清水（しみず）　理恵（りえ）		新規

教育委員会資料
３．７．２９
文化財課

報告第２号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定について

１　趣旨

国史跡小笠原氏城跡（井川城跡、林城跡（大城、小城））の今後の保存、活用、整備の基本方針を定める史跡小笠原氏城跡保存活用計画を策定することについて報告するものです。

２　経過

Ｈ２８　小笠原氏城跡（井川城跡、林城跡（大城））の国史跡指定
Ｈ３０　林城跡（小城）の追加指定
Ｒ　２　「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定員会」を設置
　　これまでに３回開催し、計画（案）を検討

３　計画の構成（案）

別紙のとおり

４　今後の予定

Ｒ３．１２月　史跡小笠原氏城跡保存活用計画（案）の策定
Ｒ４．　１月　パブリックコメントの実施
　　３月　史跡小笠原氏城跡保存活用計画の策定

５　その他

次期開催の市議会経済文教委員協議会に報告します。

担当　文化財課
課長　竹原　学
電話　３４－３２９２

まつもと市民生きいき活動
●わたしは　こころをみがき、からだを使おう
●あなたに　あいさつをしよう
●このまちを　きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

別紙

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の構成（案）

◆第１章　保存活用計画策定の目的と経過
保存活用計画策定までの経過、目的、委員会での検討経過等を記載します。
◆第２章　史跡の概要
史跡小笠原氏城跡が史跡指定されるまでの経過、史跡をとりまく環境（土地所有、法規制、自然的環境（史跡周辺の地質・植生）、社会的環境（本市の人口、史跡までの交通）、歴史的環境）等を記載します。
◆第３章　調査成果
これまで行ってきた発掘調査や、城の構造調査（縄張調査）の成果を記載します。
◆第４章　史跡の本質的価値と構成要素
史跡を今後保存活用していくにあたって重要となる史跡小笠原氏城跡を構成する要素の整理を行うとともに、後世に伝えていきたい史跡の持つ価値を記載します。
◆第５章　史跡の現状と課題
史跡が置かれている現状と課題を保存管理、調査研究、活用、整備、運営・体制の５つの視点で記載します。
◆第６章　大綱・基本方針
残していきたい史跡の理想的な姿を、大綱として定め、第５章でまとめた５つの課題を解決するための基本方針を定めます。
◆第７章　保存管理
保存管理の方向性、史跡の現状変更等の取扱基準について記載します。
◆第８章　活用
史跡の活用方針、市内外への情報発信の手法などについて記載します。
◆第９章　整備
史跡の価値を多くの方に理解していただき、活用してもらえるような整備の手法や方針について記載します。
◆第１０章　運営・体制の整備
保存活用計画で定めた方針を実現するために必要な運営・体制のあり方を記載します。
◆第１１章　施策の実施計画の策定と経過観察
保存活用計画の実現のため、事業の道筋や、進捗状況のチェック体制（指標の作成）について記載します。

教育委員会資料
３．７．２９
博　　物　　館

報告第３号

松本市立博物館分館の臨時開館について

１　趣旨

観覧者の利便性向上を図るため、松本市立博物館分館の臨時開館を実施することについて報告するものです。

２　臨時開館施設

(1)　松本民芸館
　　令和３年８月１６日（月）

(2)　松本市はかり資料館
　　令和３年８月１６日（月）

(3)　松本市旧司祭館
　　令和３年８月１６日（月）

(4)　松本市時計博物館
　　令和３年８月１６日（月）

(5)　松本市高橋家住宅
　　令和３年８月１１日（水）～８月１３日（金）、８月１６日（月）

(6)　松本市安曇資料館
　　令和３年７月１９日（月）～８月２０日（金）

（※期間中の平日を臨時開館。土・日・休日は通常どおり開館。）

３　周知方法

(1)　広報まつもと８月号へ掲載します。

(2)　松本市公式ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへ掲載します。

担当　博物館
館長　木下　守
電話　３２－０１３３

学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
――まるごと松本を知る旅のスタート地点です。

「学都松本」

教育委員会資料
３．７．２９
博　物　館

報告第４号

松本市博物館協議会の答申について

１　趣旨

令和３年６月２８日付け松本市教育委員会諮問第１号で、松本市博物館協議会へ諮問した新・松本市立博物館の管理運営のあり方のうち条例改正に関わる事項について、答申がありましたので、その内容について報告するものです。

２　経過

Ｒ３．２　　松本市博物館協議会へ新・松本市立博物館の管理運営のあり方について協議を依頼。以降、会議を４回開催し、継続協議中。

６．２８　新・松本市立博物館の管理運営のあり方のうち条例改正に関わる事項について諮問

７．１５　上記について答申

３　答申内容

別紙「新・松本市立博物館の管理運営のあり方について（答申）」のとおり

４　今後の対応

今回の答申を踏まえ、新博物館の管理運営について検討し、必要に応じて条例改正を行います。

担当　博物館
館長　木下　守
電話　３２－０１３３

学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
――まるごと松本を知る旅のスタート地点です。

「学都松本」

記号 番号
松教博 第3号
2021.7.15
松本市役所
博物館

令和３年７月１５日

松本市立博物館
館長　木下　守　様

松本市博物館協議会
会長　　笹本　正治

新・松本市立博物館の管理運営のあり方について（答申）

令和３年６月２８日付松本市教育委員会諮問第１号の諮問について、下記のとおり答申します。

記

１　休館日に関すること
休館日は必要である。週休日の導入に当たっては、松本城や旧開智学校との関係に配慮されたい。

２　開館時間に関すること
９時から１７時が妥当と考える。ただし、夏期等の観光の入込が期待される時期やイベント開催時の時間延長には臨機応変に対応されたい。

３　観覧料に関すること
有料とする。金額については他の施設と整合を図り、市民や子どもの無料化または無料デーや無料ゾーンの設定等を検討されたい。

４　管理運営の手法に関すること
資料の取扱いや展示等の事業は直営で行っていただきたい。博物館の重要な部分を担う学芸員が職務に専念できる体制を整えるよう配慮されたい。

５　貸室に関すること
博物館の目的に沿って一定のルールを設け運用されたい。時間帯や料金は、市民が利用しやすいよう配慮されたい。

６　特別展等の事業に関すること
展覧会等の事業は、松本を対象とする企画を優先的に実施し、集客できる企画を合わせて実施されたい。実施に当たっては、夏期及び秋期だけではなく、冬期の集客にも配慮されたい。

以上

教育委員会資料
３．７．２９
教 育 政 策 課

周知事項　１

「2021 年　夏休み　まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～」の放送について

１　趣旨

夏休み期間中に子どもたちが楽しく学べる機会を提供するため、旧開智学校をテーマにした教育コンテンツ番組「2021　夏休み　まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～」を放送することについて周知するものです。

２　概要

別紙のとおり

３　制作協力

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

４　周知方法

⑴　市ホームページへ掲載、市公式ＳＮＳで情報発信

⑵　市内小中学校へ周知を依頼

５　今後の予定

⑴　夏休みだけでなく、テレビ松本と協力しながら今後も松本市のオリジナリティのある教育コンテンツ番組の制作について検討していきます。

⑵　松本市教育委員会公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを開設し、配信を検討します。

担当　教育政策課
課長　赤羽　志穂
電話　３３－３９８０

2021年 夏休み まつもと子どもクイズ～学ぼう旧開智学校～

開智小学校５年１組が、旧開智学校にまつわるクイズに挑戦した番組が放送されます。
5年1組の子どもたちが考えた視聴者向けクイズの出題もあります。
あなたも　レッツチャレンジ！！

【放送日程】

1　放送局　　テレビ松本　１２ｃｈ
2　日　時　　８月１日（日）
　　午前１１時、午後４時、午後１０時
3　番組名　　「まつもとの夏休み」（１時間番組）の１コーナーとして放送
　　（15分間）
4　再放送　　８月２日（月）～７日（土）
　　午前９時３０分、午後１時３０分、午後６時３０分から
　　（各15分）